

令和7年1月

事業所各位

### 就労系サービスの在宅利用に係る取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、就労系サービスにおける在宅利用について、下記の通りご案内いたします。

#### 1. 対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

参考通知:「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(令和6年3月29日付け障障発 0329 第7号)

#### 2. 手続きの流れについて

①事業所及び本人が記入した在宅サービス利用届出書及び個別支援計画を事前に提出してください。

※新規及び更新の申請を合わせてされる方やその他の変更を申請される方は別途案内される必要書類を提出してください。

※計画相談支援を受けている方はモニタリング及びサービス等利用計画案を提出してください。セルフプランの方はセルフプランの提出が必要となります。

②提出された利用届出書等により内容を審査し、受給者証を交付します。(原則として提出月の翌月から有効となります。)

③利用者は受給者証を事業所へ提示しサービスを利用します。

#### 3. 受給者証の記載について

受給者証へ「在宅利用対象者」との記載と「事業所名」を記載します。必要に応じて在宅利用の期間を併記する場合があります。事業所を変更する場合は、受給者証の記載を書き換えますので、改めて2. の手続きの流れの通り必要書類を提出してください。

【お問い合わせ】

八千代市役所 健康福祉部  
障害者支援課 障害者支援班

TEL047(421)6741

FAX047(483)2665